

令和7年度児童虐待防止SNS相談事業 企画提案募集要項

1 業務の目的

児童虐待の未然防止や早期発見を図っていくためには、子どもや保護者自身がより相談しやすい環境を整備していくことが重要となっている。そこで、現代における主要なコミュニケーションツールとして定着しているSNSを活用した相談体制の構築を図るために、こども家庭庁が運用する「児童相談所におけるSNSを活用した全国一元的な相談支援体制の構築に係るシステム」（以下「相談システム」という。）に寄せられた相談に適切に対応できる体制を整備することで、児童虐待の未然防止や早期発見につなげることを目的とする。

2 業務委託の対象者

業務を委託するための企画提案コンペに応募できる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による県の一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 応募に係る図書（以下「応募図書」という。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 兵庫県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - エ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
 - オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - カ 暴力団または暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

3 事業概要

(1) 委託内容

別添仕様書のとおり

(2) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(3) 事業費

38,119,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※ただし、本企画提案募集の結果は、当該事業に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

4 応募

(1) 応募期間

令和7年2月14日（金）から令和7年2月28日（金）までの間（土・日・祝日除く）の各日午前9

時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

応募図書は、持参または郵送等（書留等の信書便で到達が確認できるものに限る。）にて
令和7年2月28日（金）午後5時までに事務局へ到着するよう提出すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本8部

※副本に添付する各種証明書類については、写しで差し支えない。

電子データ1部（可能な限り1つのPDF形式にまとめること。）

※電子媒体（CD-RまたはDVD-R）に記録し、持参または郵送等の資料に同封すること。

(4) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和7年2月14日（金）から令和7年2月21日（金）午後5時（必着）までとする。

イ 提出方法

電子メール（宛先：jidokatei@pref.hyogo.lg.jp、件名：【質問：SNS相談事業プロポーザル】
を先頭につける。）により事務局へ提出すること。

※提出後、電話により到着を確認すること。

ウ 質問に対する回答

令和7年2月26日（水）までに兵庫県ホームページに掲載する。

なお、回答内容については、本募集要項の修正または追加とみなすこととする。

(5) 応募図書

ア 企画提案応募申請書（様式第1号）

イ 提案者概要（様式第2号）

ウ 企画提案書（様式任意・A4片面印刷）

エ 実施体制計画書（様式第3号）

オ 経費積算見積書（様式第4号）

カ その他提案内容を説明する書類（様式任意・A4片面印刷）

キ 添付資料

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

(イ) 納税証明書（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの）

①消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」）

②兵庫県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

※兵庫県税について、課税実績がない場合は、誓約書（様式第5号）

(6) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(7) 応募図書の取扱い

応募図書は、本審査のみに使用し、応募者には返却しない。

5 審査

(1) 審査方法

企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）を設置し、以下のア～オの各項目について審査のうえ、優秀な提案を行った応募者を業務を委託する者として選定する。

なお、提出のあった応募図書の内容を踏まえ、令和7年3月12日（水）にヒアリングを実施する予定である。（場所は兵庫県庁周辺を予定。詳細については、公募締切日以降に応募者へ連絡する。）

原則、リモートでの参加は不可とするが、応募者においてリモート環境等の準備及び最低1名以上が当日の審査会場において操作等を行う場合は、リモートでのヒアリング及びプレゼンテーションを可とする。

ア 業務の理解

- ・委託業務の趣旨、目的を理解し、具体的に検討された内容となっているか
- ・示された内容に基づいて円滑に業務を実施できるよう実施方法や手段が明確に示されているか

イ 実行性

- ・事業実施に向けて、現実的なスケジュールとなっているか
- ・過去もしくは現在に類似業務を受託し、円滑に実施した実績を有しているか

ウ 実施体制

- ・適切な相談支援業務を行うことができる専門的な知識を持つ人員及びシステムに精通した人員等の確保がされているか
- ・電話や対面による相談とは異なる専門的な相談技法やSNSによる相談の知識や経験を積むための研修体制が整っているか
- ・相談を行う体制や県及び各児童相談所（兵庫県、神戸市、明石市）との連携体制、報告及び報告書の内容は適当か

エ 安全性

- ・緊急事態や不測の事態（未然の防止、発生後の対処及び再発防止を含む）を想定した取扱いや対応するための体制が検討され、具体的に示されているか
- ・個人情報の取扱いに係る考え方は明確であり、具体的に示されているか

オ 費用対効果

- ・提案内容は費用対効果の観点から適切な内容となっているか
- ・仕様書に記載されている内容以外に当該事業の効果を高める提案が組み込まれているか

(2) 審査結果通知

審査結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。なお、審査の経過についての問い合わせには応じない。

(3) 失格

直接的または間接的に公平な審査に支障をきたした場合、失格とすることがある。

6 業務内容等

(1) 県は、業務を委託する者として選定された者（以下「委託事業候補者」という。）と応募図書の内容や審査結果等をもとに、協議の上で詳細を決定し、委託契約書により契約を締結する。

(2) 委託事業候補者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書を県に提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務計画書、委託契約書及び仕様書に従うこと。

- (3) 審査結果の通知後契約締結までの間に、委託事業候補者が入札参加者資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) 委託事業候補者は、委託業務の実施に関して、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うものとする。

7 事務局

兵庫県福祉部児童家庭課 児童福祉班 藤本・山下

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話：代表 078-341-7711（内線2989） ファックス： 078-362-0061

E-mail：jidokatei@pref.hyogo.lg.jp